

春江町サッカースポーツ少年団育成会(父母)

申し合わせ事項 細則

春江町サッカースポーツ少年団
育成会(父母) 役員一同

- 1 春江町サッカースポーツ少年団団員の交流試合、対外試合等があった場合の昼食は、指導者の人数にかかわらず育成会会費より支払う。
- 2 春江町サッカースポーツ少年団として指導者が参加する、他チームとの懇親会での参加費および宿泊費は、育成会会費より支払う。
- 3 指導者講習等の研修費は育成会会費より支払う
(指導者研修・審判研修・県・地区指導者会議研修等)

※1から3の項目に対して、必ず領収書及びそれに相当する証明がなくてはならない。

附則

本附則は、平成 7年6月14日施行

本附則は、平成20年4月26日改正

本附則は、平成30年5月1日改正